

# ○ 高額介護（介護予防）サービス費

参考資料3  
※見直し後(案)

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた分が払い戻されます。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で[公的年金等収入金額+合計所得金額]が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯～所得約380万円(年収約770万円)未満 ②所得約380万円(年収約770万円)以上～同約690万円(同約1,160万円)未満 ③所得約690万円(年収約1,160万円)以上	①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円

個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$(\text{利用者負担世帯合算額} - \text{世帯の上限額}) \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。

## 高額介護サービス費

### 考え方

○ 高額介護サービス費の上限額について、医療保険における自己負担額の上限額に合わせ、年収約770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者については、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円としてはどうか。

介護保険の自己負担限度額 (月額)		見直しのイメージ	医療保険の負担限度額 (H30.8~) (70歳以上・月額・多数回該当)	
収入要件	世帯の上限額		収入要件※3	世帯の上限額
現役並み所得相当 (年収約383万円以上) (注：平成29年見直し前の基準※1)	44,400円 (※2) <small>第二号被保険者を含む同一世帯の者のサービス自己負担額の合計</small>	→	①年収約1,160万円以上	140,100円
一般	44,400円		②年収約770万～約1160万円	93,000円
市町村民税世帯非課税等	24,600円		③年収約383万～約770万円	44,400円
年金80万円以下等	15,000円		一般	44,400円
			市町村民税世帯非課税等	24,600円
			年金80万円以下等	15,000円

※1  
○ 世帯内の第一号被保険者の課税所得が145万円以上であり、かつ、第一号被保険者が一人のみ  
の場合は年収約383万円以上（世帯内に他の第一号被保険者がいる場合は合計520万円以上）

○ 現役並み所得者は、被保険者ベースで約320万人（全一号被保険者の約9.1%）。さらに、  
サービス受給者ベースでは約16万人（全一号被保険者の約0.5%）。うち、自己負担額が  
44,400円を超えるサービスを利用する者は約10万人（全一号被保険者の約0.3%）。※4と同  
じ割合と仮定すると、年収770万円以上の者は約1.4万人、年収1,160万円以上の者は約1.7万人。

※2  
○ 実際には、高額介護サービス費の上限に到達するのは、例えば以下のケースが想定される。  
・3割負担者本人が介護サービスを利用しているケース  
⇒ 介護状態でありながら現役並み所得を得ている（不動産収入等がある）場合  
・3割負担者本人は介護サービスを利用しておらず、その配偶者（2割負担）が介護施設に入  
所しているケース  
⇒ 本人が就労し高収入を得ており、かつ、配偶者が月額280万円以上の厚生年金の受給等が  
ある場合

※3  
○ 医療保険制度における70歳以上の加入者のうち、現役並み所得相当  
が占める割合は約7.7%  
このうち、  
① 年収約1,160万円の占める割合は約17%  
② 年収約770万～約1,160万円の占める割合は約14%  
③ 年収383万～約770万円の占める割合は約69%